

※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※  
※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※  
※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※  
※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※  
※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※  
※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※  
※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※  
令和 2 年第 1 回箕面市議会定例会議案  
(追加第 2 号)

箕 面 市



令和2年第1回箕面市議会定例会議案  
(追加第2号)

第35号議案	業務委託契約一部変更の件（北大阪急行線延伸に伴う特殊街路部整備業務）	5
第36号議案	財産取得の件（箕面市立止々呂美小・中学校等用地）	7
第37号議案	財産取得の件（箕面森町地区センター）	11
第38号議案	財産の無償貸付及び減額貸付の件（箕面森町地区センター内の診療所）	13
第39号議案	財産の無償貸付及び減額貸付の件（箕面森町地区センター内の保険薬局）	15
第40号議案	指定管理者の指定の件（箕面市立障害者自立支援センター）	17
第41号議案	損害賠償の額を定める件	19
第42号議案	箕面市子ども・子育て支援条例改正の件	21
第43号議案	箕面市国民健康保険条例改正の件	23
第44号議案	箕面市立総合保健福祉センター条例改正の件	25



第35号議案

業務委託契約一部変更の件

平成30年3月23日議決を経た「第51号議案 業務委託契約締結の件」の一部を次のように改める。

令和2年2月27日提出

箕面市長 倉田哲郎

「3 契約の金額 19,058,760,000円」を「3 契約の金額 24,879,960,000円」に、「5 契約の期間 平成30年4月1日から平成33年3月15日まで」を「5 契約の期間 平成30年4月1日から令和4年3月15日まで」に改める。

(提案理由)

北大阪急行線延伸に伴う特殊街路部整備業務の委託契約において、設計変更等に伴い契約の金額を、開業目標の変更に伴い契約の期間を、それぞれ変更するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により提案するものである。



第 3 6 号 議案

財産取得の件

次のとおり財産を取得する。

令和 2 年 2 月 27 日 提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

取得財産（土地）の表示		取得金額	所有者 (譲渡人)
所在地	地 積		
水と緑の健康都市特定土地区画整理事業区域内 I - 8 7 街区 1 画地 位置は、別図のとおり	35, 547. 10 m <sup>2</sup>	600, 094, 770 円	大阪府

(提案理由)

大阪府から箕面市立止々呂美小学校・箕面市立止々呂美中学校等の用地を取得するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 8 号の規定により提案するものである。



北部大阪都市計画事業 水と緑の健康都市特定土地区画整理事業

別 図

画 地 測 量 図

街区番号 I-87



1画地  
35,547.10m<sup>2</sup>



第37号議案

財産取得の件

次のとおり財産を取得する。

令和2年2月27日提出

箕面市長 倉田哲郎

取得財産（建物）の表示		取得金額	所有者 (譲渡人)
位置	財産の種別及び数量		
箕面市森町中一丁目 1番6号	1 建物 構造 鉄骨造陸屋根平家建 床面積 996.62m <sup>2</sup> 2 外構、植栽施設その他附属物件 一式	72,820,000円	大阪府

（提案理由）

大阪府から箕面森町地区センターの建物その他の財産を取得するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号の規定により提案するものである。



第 38 号議案

財産の無償貸付及び減額貸付の件

次のとおり建物を無償及び時価より低い価額で貸し付ける。

令和 2 年 2 月 27 日提出

箕面市長 倉田哲郎

1 財産（建物）の表示

(1) 位置

箕面市森町中一丁目 1 番 6 号

(2) 種別及び数量

構造 鉄骨造陸屋根平家建

床面積 996.62 m<sup>2</sup> のうち 136.82 m<sup>2</sup>

2 貸付けの目的

診療所

3 貸付けの相手方

箕面市森町中一丁目 1 番 6 号

しんまちさかいクリニック

院長 酒井俊宏

#### 4 無償貸付及び減額貸付の期間等

##### (1) 無償貸付の期間

令和 2 年 4 月 1 日から令和 5 年 4 月 30 日まで

##### (2) 減額貸付の期間及び減額後の貸付料

期 間	貸 付 料
令和 5 年 5 月 1 日から令和 6 年 4 月 30 日まで	箕面市公有財産規則（昭和 60 年箕面市規則第 3 号）の規定に基づき算出した額（以下「基礎額」という。）に 6 分の 1 を乗じた額
令和 6 年 5 月 1 日から令和 7 年 4 月 30 日まで	基礎額に 6 分の 2 を乗じた額
令和 7 年 5 月 1 日から令和 8 年 4 月 30 日まで	基礎額に 6 分の 3 を乗じた額
令和 8 年 5 月 1 日から令和 9 年 4 月 30 日まで	基礎額に 6 分の 4 を乗じた額
令和 9 年 5 月 1 日から令和 10 年 4 月 30 日まで	基礎額に 6 分の 5 を乗じた額

##### （提案理由）

箕面森町地区センターの一部を無償及び時価より低い価額で貸し付けるため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 6 号の規定により提案するものである。

第 3 9 号 議案

財産の無償貸付及び減額貸付の件

次のとおり建物を無償及び時価より低い価額で貸し付ける。

令和 2 年 2 月 2 7 日 提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

1 財産（建物）の表示

(1) 位置

箕面市森町中一丁目 1 番 6 号

(2) 種別及び数量

構造 鉄骨造陸屋根平家建

床面積 996.62 m<sup>2</sup> のうち 93.20 m<sup>2</sup>

2 貸付けの目的

保険薬局

3 貸付けの相手方

堺市堺区京町通 4 番 4 号

株式会社近畿メディカル

代表取締役 徳 上 洋 之

#### 4 無償貸付及び減額貸付の期間等

##### (1) 無償貸付の期間

令和 2 年 4 月 1 日から令和 5 年 6 月 20 日まで

##### (2) 減額貸付の期間及び減額後の貸付料

期 間	貸 付 料
令和 5 年 6 月 21 日から令和 6 年 6 月 20 日まで	箕面市公有財産規則（昭和 60 年箕面市規則第 3 号）の規定に基づき算出した額（以下「基礎額」という。）に 6 分の 1 を乗じた額
令和 6 年 6 月 21 日から令和 7 年 6 月 20 日まで	基礎額に 6 分の 2 を乗じた額
令和 7 年 6 月 21 日から令和 8 年 6 月 20 日まで	基礎額に 6 分の 3 を乗じた額
令和 8 年 6 月 21 日から令和 9 年 6 月 20 日まで	基礎額に 6 分の 4 を乗じた額
令和 9 年 6 月 21 日から令和 10 年 6 月 20 日まで	基礎額に 6 分の 5 を乗じた額

##### （提案理由）

箕面森町地区センターの一部を無償及び時価より低い価額で貸し付けるため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 6 号の規定により提案するものである。

第 4 0 号 議案

指定管理者の指定の件

次のとおり箕面市立障害者自立支援センターの指定管理者を指定する。

令和 2 年 2 月 27 日 提出

箕面市長 倉田哲郎

- 1 公の施設の名称 (仮称) 箕面市立ワークセンター小野原
- 2 指定管理者 箕面市白島三丁目 5 番 50 号  
社会福祉法人大阪府社会福祉事業団  
理事長 行松英明
- 3 指定の期間 令和 4 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日まで

(提案理由)

(仮称) 箕面市立ワークセンター小野原の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により提案するものである。



第 4 1 号議案

損害賠償の額を定める件

箕面市立病院で発生した医療事故に関する損害賠償の額は、15,000,000円とする。

令和 2 年 2 月 27 日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

(提案理由)

箕面市と箕面市在住の個人外 1 名との間における医療事故に関する損害賠償の額を定めるため、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 40 条第 2 項の規定により提案するものである。



## 第四十二号議案

箕面市子ども・子育て支援条例改正の件

箕面市子ども・子育て支援条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和二年二月二十七日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

箕面市条例第 号

箕面市子ども・子育て支援条例の一部を改正する条例

箕面市子ども・子育て支援条例（平成二十六年箕面市条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

第三十七条第三項中「者を除く」とあるのは「者を除き、特別利用保育を受ける者を含む」を「特定満三歳以上保育認定子どもを除く」とあるのは「特定満三歳以上保育認定子どもを除き、特別利用保育を受ける者を含む」に改める。

第三十八条第三項中「者を除く」とあるのは「者及び特別利用教育を受ける者を除く」を「特定満三歳以上保育認定子どもを除く」とあるのは「特定満三歳以上保育認定子ども及び特別利用教育を受ける者を除く」に改める。

第五十二条中「教育・保育給付認定子ども」を「教育・保育給付認定子どもについて」に改め、「同じ。」の下に「について」を加える。

第一百十三条第三項中「都道府県知事又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長が行う」を「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成二十六年厚生労働省令第六十三号）第十条第三項に規定する」に改める。

附則第十一項を次のように改める。

(放課後児童支援員の特例)

11

放課後児童支援員の退職等によりその数が第百十三条第二項に規定する基準を満たすことができなくなった場合に限り、同条第三項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（新たに放課後児童支援員になつた年度の三月三十一日までに修了することを予定している者を含む。）」とする。

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

(提案理由)

児童福祉法（昭和二十二年法律第二百六十四号）の改正に伴い、関係規定を整備するため、本条例を改正するものである。

第四十三号議案

箕面市国民健康保険条例改正の件

箕面市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和二年二月二十七日提出

箕面市条例第 号

箕面市国民健康保険条例の一部を改正する条例

箕面市国民健康保険条例（昭和四十八年箕面市条例第五号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一項第二号中「二十八万円」を「二十八万五千円」に改め、同項第三号中「五十万円」を「五十二万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の箕面市国民健康保険条例の規定は、令和二年度以後の年度分の保険料について適用し、令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

（提案理由）

国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）の改正に伴い、低所得者に対する保険料を軽減する所得判定基準額を引き上げるため、本条例を改正するものである。



第四十四号議案

箕面市立総合保健福祉センター条例改正の件

箕面市立総合保健福祉センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和二年二月二十七日提出

箕面市長 倉田哲郎

箕面市条例第 号

箕面市立総合保健福祉センター条例の一部を改正する条例

箕面市立総合保健福祉センター条例（平成七年箕面市条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表中

会議室	一八	四七〇	六三〇	六三〇	一、一〇〇	一、二六〇	一、七三〇
会議室五	一八	四七〇	六三〇	六三〇	一、一〇〇	一、二六〇	一、七三〇
会議室四	一八	四七〇	六三〇	六三〇	一、一〇〇	一、二六〇	一、七三〇
会議室三	一八	四七〇	六三〇	六三〇	一、一〇〇	一、二六〇	一、七三〇
会議室二	一八	四七〇	六三〇	六三〇	一、一〇〇	一、二六〇	一、七三〇
会議室一	一八	四七〇	六三〇	六三〇	一、一〇〇	一、二六〇	一、七三〇

改める。

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

に

「

を

(提案理由)

別表中の会議室の区分を整理するため、本条例を改正するものである。